

第2章 基本計画策定にあたっての基本認識

1. 只見町が目指す10年後の姿

自然・文化・歴史に育まれた「只見らしさ」に
誇りと愛着を持つまちづくり

地方の村落は、もともと共同体組織であり、山にあっては、入会地の管理を通じて生活に不可欠な物資の確保を図り、川にあっては、漁や農業に必要な用水の確保を図って共同生活を営んできました。

しかし、国が近代化を図るための政策の推進が顕著になるにしたがい、地域社会のあり方が大きく変わり、地方はそのための労働力や地域資源の供給が主な役割とされてきました。

例を挙げれば、水利権の問題があり、明治29年の河川法成立以前より取水を行っていた農業用水などにのみ慣行水利権が認められましたが、新規の水利権は許可水利権となり、目の前を流れる水一滴も地域の思いに任せない時代となりました。また、入会林野についても村落の財政基盤でありましたが、昭和41年に制定された入会林野近代化法によって、入会権は近代的な登記制度になじまなくなり、送電線の線下補償や土地の貸付料などの事業外収入や特別収入が主な財源となりましたが、森林管理の面で多くのところでは、近代化のメリットはないと言われています。

これらの歴史背景は、只見町もほぼ同様であり、全国的にも過疎地域共通の変遷となっています。さらに昭和25年に国土総合開発法が施行され、本格的な電源開発が始まり、本町では田子倉ダム、滝ダム、只見ダムの建設により、多くの住民の転出と優良農地等の消失を伴う事業が進められてきました。これら国の近代化政策によって、共同体であった村落においては徐々に過疎が進行したため、国は昭和45年の過疎地域対策緊急措置法を皮切りに次々に過疎法の延長を図るとともに、地方交付税制度や昭和48年施行の水源地域対策特別措置法など生活基盤整備の補助金・交付金制度の導入を図り、対策を講じてきました。しかしながら、こういった国の対策にも関わらず過疎の進行は一向に歯止めがかからず、今日では地方消滅の声さえ聞こえるようになりました。

只見町は、このような厳しい時代背景の中、前「第六次只見町振興計画」において、～ブナと生きるまち 雪と暮らすまち「奥会津只見の挑戦 真の地域価値観の創造」～を標榜し、真の地域価値観を創造すべく、平成の市町村合併には参加せず、奥会津の中核的な役割を担うまちづくりを選択しました。

その意味は、最低限の生活基盤は当然必要ですが、この地域に本来必要でないものを求めて、都市部などに追随していくことからの決別で、代々この地域で受け継がれてきた自然・歴史・文化・暮らし・産業などの地域特性を活かしたまちづくりを進め、豊かな自然の中に存在する山村に住む者として、都市部では享受できない、本来の人間としての価値観をしっかりと築いていこうとしたものです。

その取り組みの中で、「自然首都・只見」宣言で芽が出て、その後の成果として「只見ユネスコエコパーク」登録という形で花が咲いたと言えます。しかしながら、先人から受け継がれてきた自然・歴史・文化の継承、少子高齢化・人口減少による地域活力の衰退、若い世代や女性たちの町づくりへの参画、子どもたちの健やかな成長、そして人の賑わいの創出など前振興計画においても解決できなかった課題や時代変化に伴う新たな課題が生じてきました。

そこで、これらの課題を解決するために、「第七次只見町振興計画」ではこれまで築き上げた土台の上に、新たな心の豊かさを求めていくために、「人と自然の共生」を標榜し、実を結ぶべきものとして、自然・文化・歴史に育まれた「只見らしさ」に誇りと愛着を持つまちづくりを目指すこととします。